

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県くらし創造部協働推進課において縦覧に供します。

平成二十一年八月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成二十一年八月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人斑鳩文化協議会

三 代表者の氏名

亀井 龍彦

四 主たる事務所の所在地

生駒郡斑鳩町法隆寺西一丁目四番二一号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く日本国民を対象に、聖徳太子の聖地、斑鳩の文化の保存・振興・創造をはかり、「和」の発信基地Ⅱ法隆寺・斑鳩の里を概念とした文化活動を展開するため、いかるが和々塾（にこにこじゅく）を開講し、「和の精神（こころ）」を涵養し、心とこころの輪を拡げ豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。